

医療体制の非常事態における対応について

行財政・新型コロナウイルス感染症等
危機管理対策特別委員会 資料1-3
令和3年(2021年)10月6日
健康医療福祉部

- 9月24日時点において、病床のひっ迫した状況からは脱しつつあり、また、日々の感染状況のモニタリングによると、現時点において、今後の急激な感染の再拡大は予測されないことから、医療体制の非常事態(8月6日～)は脱したものと判断。

- 8月4日より実施していた医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化する「病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者への臨時的な取扱い」を9月24日に終了。
- 同じく8月6日より実施していた緊急的な患者対応方針に基づく運用を9月24日に終了。

今後の感染拡大に備えた医療提供・検査体制の強化について

今夏の感染拡大を踏まえ、課題になった点を整理するとともに、予測される次なる波に備えて、医療提供体制・検査体制を強化する。

【取組の方向性】

医療提供体制の強化について

①感染状況に応じた病床・宿泊療養施設の実効的な運用

8月に見直しを行った病床確保・宿泊療養施設確保計画に基づき、病床・宿泊療養施設の実効的な運用を図る。

- 病床については、一般医療との両立の観点から確保の継続が困難な病床を除き、今後1か月を目途として緊急的に確保した病床を含む現在の確保病床数をできるだけ維持する方向で各医療機関と調整を行う。
- 宿泊療養施設においては、施設ごとに生じた課題を整理し、施設の実情に応じた運用の改善を図る。

②療養者に対する中和抗体薬の投与について

- 本剤のより一層の接種推進を図っていくため、宿泊療養者・自宅療養者に対する投与体制を強化する。特に、自宅療養者に対しては、対象者選定から医療機関における投与までを速やかに実施できる体制を整備する。

医療提供体制の強化について(つづき)

③見守り観察ステーション・臨時の医療施設について

- ・ 見守りステーションの機能の維持を図りつつ、継続的に安定した運営が図れるよう医療機関へ移転する。
- ・ 感染拡大に対応ができるよう臨時の医療施設の検討を進める。

検査体制の強化について

イベントベースサーベイランス事業の実施について

- ・ 感染拡大を防止するため、高齢者施設や学校等を対象とした、普段と異なる現場の気づきをもとに早期に検査を行うイベントベースサーベイランス(EBS)事業の円滑な運用を図る。

療養者に対する中和抗体薬の投与について

【方向性】

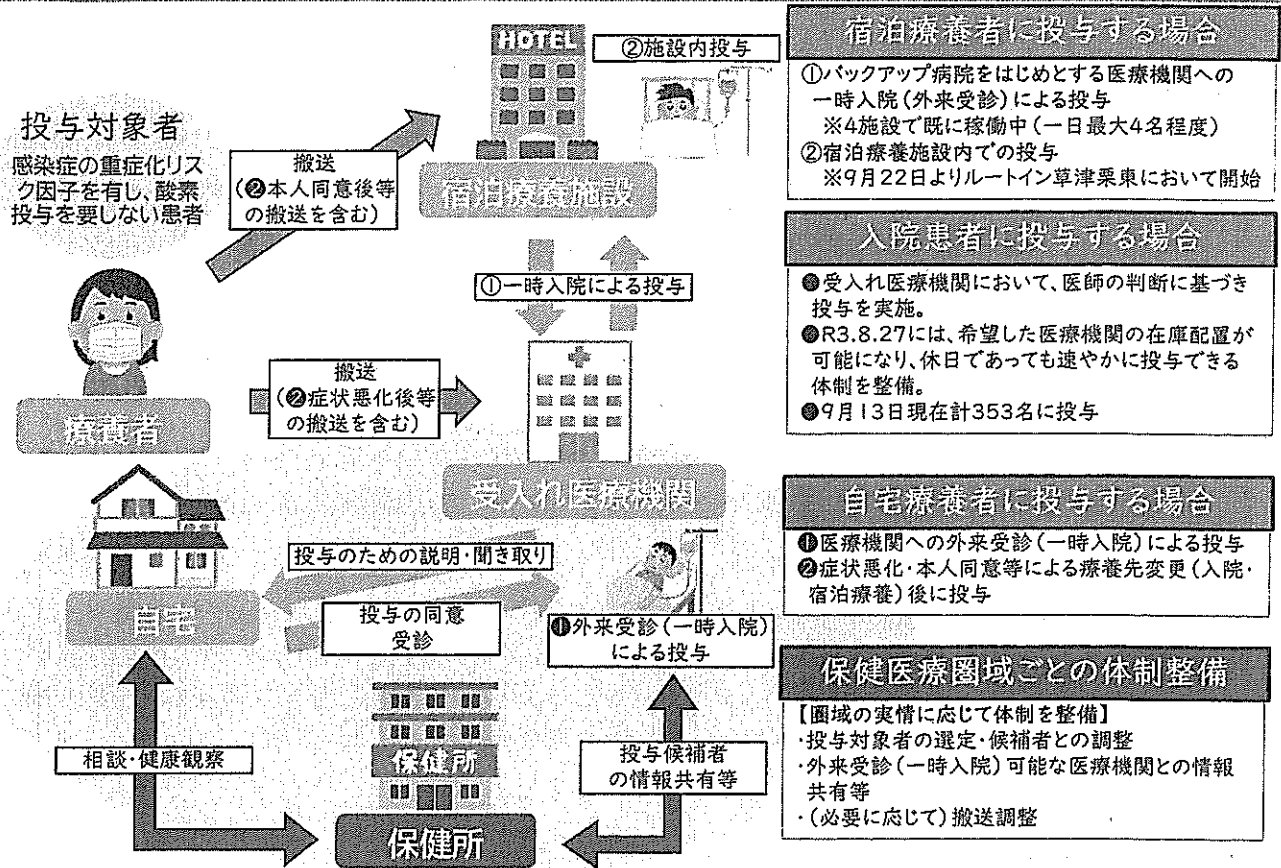
- 中和抗体薬について、令和3年7月20日付厚生労働省事務連絡(令和3年9月28日改正)では、入院による投与のほか、一定の条件を満たす場合、宿泊療養施設や新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関の外来においても投与が可能となった。本県においても、重症化予防のため、本剤のより一層の接種推進を図っていく必要がある。
- 本剤の投与対象者は、「感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者」。本県においては、原則として入院・宿泊療養とするため、入院・宿泊療養時において投与できる体制の充実を図る。
- 感染拡大時における自宅療養者の急増に備え、自宅療養中であっても必要な場合、迅速に投与につなげられる体制を整備する。

【接種対象者】

「感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者」

- ※重症化リスク因子(COV-2067試験の組み入れ基準による)
50歳以上/肥満/心血管疾患(高血圧を含む)/慢性肺疾患(喘息を含む)/糖尿病/
慢性腎臓病(透析患者を含む)/慢性肝疾患/免疫抑制状態(免疫不全など)
- ※無症状者は、投与対象外。投与対象の具体的な選定は、医師の判断に基づく。

本県における中和抗体薬投与の枠組み



宿泊療養者に対する投与について

- ・ 既に、各宿泊療養施設では、バックアップ病院への一時入院(外来受診)により本剤の投与を開始(一施設当たり一日最大4名程度)。引き続き取り組みを継続するとともに、必要に応じてバックアップ病院以外での投与を実施する。
- ・ 宿泊療養施設においても投与が可能となったことから、宿泊療養施設内において投与を実施できる体制を整備する。

【宿泊療養施設内における投与】

施設等の条件から、ルートイン草津栗東における投与体制を整備。

運用開始:令和3年9月22日

- ・ バックアップ病院の協力により中和抗体薬投与のために、医師1名、看護師1名を確保。
- ・ 通常の療養部屋とは別に投与のための部屋を設け、投与及び経過観察を実施。その後、療養している部屋に戻っていただき療養を継続。

自宅療養者に対する投与について

- 症状発現から7日以内での投与を求められていることから、投与が必要と判断した場合に、速やかな投与が求められている。



- 保健医療圏域ごとに、外来または一時入院による投与が可能な医療機関と保健所が連携し、対象者選定から投与まで速やかに実施できる体制を整備する。

《医療機関への外来受診または一時入院による投与》

- 外来受診による投与を実施するためには、受入れ医療機関が、別途外来を設置し、治療を行う必要がある。
- 投与後24時間後にかけてアナフィラキシー等が観察されることから、医師の判断により医療機関において1日程度入院し、その後自宅(宿泊療養施設)に移る場合がある。

⇒新型コロナウイルス感染症患者受入病院に対して、中和抗体薬投与のための外来を設置できるか、また、一時入院のための病床を確保できるかについて現在医療機関と調整中(調整が整い次第、9月27日より順次運用を開始)。各保健医療圏域に中和抗体薬投与のための医療機関を設けることで、速やかな投与につなげる。

見守り観察ステーションの移転について

- 感染急拡大に伴い、自宅療養者が急増。自宅療養者の容態悪化に対応する機関として、8月28日から「滋賀県見守り観察ステーション」を開設、運営してきたところ。
- 開設期間としては、当初より当分の間として、9月30日までと想定していたところであるが、感染状況は減少傾向とはいえ、今後とも一定の自宅療養者が存在することから、当該ステーションを継続設置することとする。
- そのため、医療人材の確保の面などを考慮し、持続可能な運営ができるようよう、『県立総合病院内』に移転した。

滋賀県見守り観察ステーションの機能

- ① 医師・看護師等が24時間体制で患者の容態を直接「観察」し、必要に応じて一時的な医療的ケアを実施するとともに、症状に応じた療養先の調整を行う。
- ② 緊急的な入院が必要でない場合であっても、患者に寄り添った「見守り」を実施することで、療養者の不安の軽減を図る。

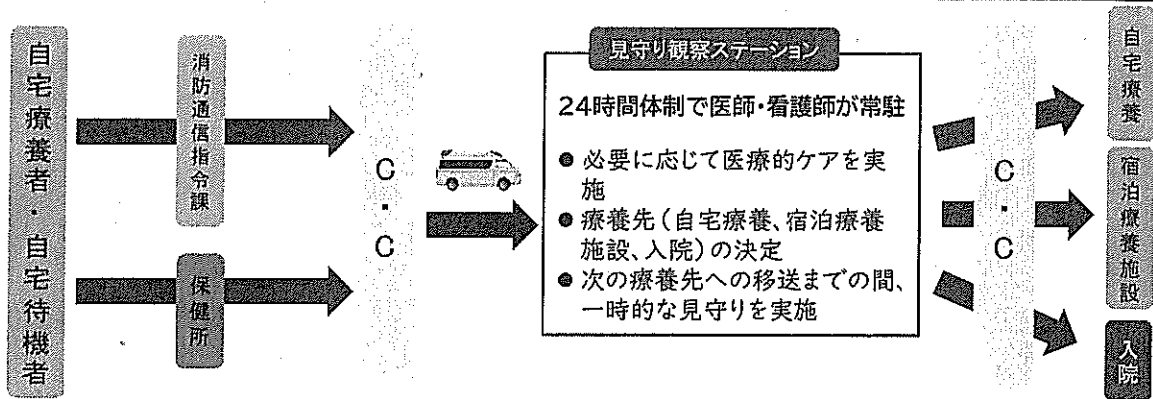
見守り観察ステーションの移転について

- 場所: 県立総合病院
- 人員体制: 各病院の医師、看護師等により運営
- ベッド数: 2床
- 機能: これまでと同様の機能(一時的な入院機能と医師による診察・療養先の調整)
- 運用開始日: 10月1日
- 病院内に病床を確保することで、医療スタッフならびに医療設備の負担が抑えられる

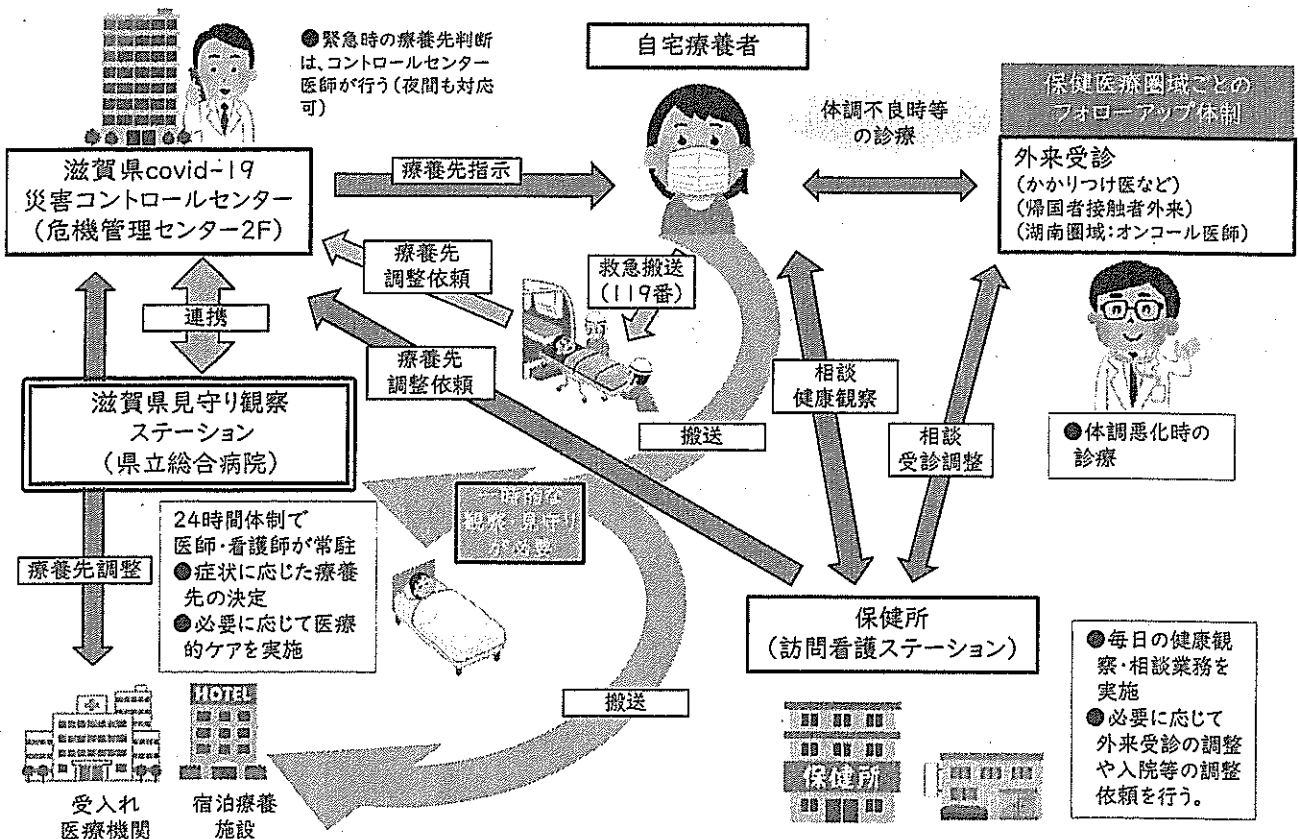
見守り観察ステーションにおける入退所の流れ

入所～退所までの流れ

- ① コントロールセンター(以下、「CC」という。)より、受け入れ要請 ⇒ 受け入れ
- ② 受け入れ後、医師による診察および必要に応じた医療的ケアの実施
- ③ 今後の療養先の判断(自宅療養、宿泊療養施設、入院)
- ④ 調整結果について、CCに連絡 ⇒ CCにおいて、宿泊療養、入院先の調整や移送手段の確保を行う(夜間の場合は、ステーションにおいて朝まで一時的な見守りを実施)



自宅療養者に対する医療提供体制について



イベントベースサーベイランス事業の実施について

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑制するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和3年9月15日～令和4年3月31日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

○留意事項

本事業においては、受検施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を別途委託し、保健所等の負担を軽減したうえで実施する

○検査の流れ



緊急事態宣言区域における高齢者施設等への重点的検査の実施結果

1 実施背景

まん延防止等重点措置が、令和3年8月8日から本県に適用されたことを受けて、集中的検査実施計画を策定し、まん延防止等重点措置およびそれに続く緊急事態宣言に伴う期間において、さらなる感染拡大を防止するため、高齢者施設および障害者施設に対し重点的な検査を実施した。

2 対象施設

対象地域：県内全域（緊急事態宣言を受け8月26日から6町を追加拡大）

※ なお、大津市については既に抗原簡易キットによる検査が実施されており、改めての検査は実施しない。

検査対象：高齢者入所・通所施設および障害者入所・通所施設の従事者

※ 配置医師又は協力医療機関など、医師による診療を受けることが出来る体制のある施設

対象施設数：1,427施設

実施期間：令和3年8月10日から9月12日まで

検査頻度：期間内に1回

3 実施状況

検査実施施設数：694施設

検査人数：14,363人

うち陽性判定人数：10人（陽性判定率約0.07%）